

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 東 成 警 察 署 協 議 会	
開催日時	令和5年1月26日(木)	午後2時00分から 午後3時15分までの間
開催場所	大阪府東成警察署 講堂	
出席者	委員	清水会長 奥村委員 鈴木委員 岡本委員  藤本委員 前田委員 菅田委員
	警察	署長 副署長 総務課長 会計課長 生活安全課長 刑事課長 交通課長 警備課長 地域課長代理 刑事課長代理 警備課長代理 広聴相談係長
議事概要	<p>1 会長あいさつ          新年あけましておめでとうございます。          本日は大変お忙しい中、警察署協議会に出席していただきありがとうございます。          非常に寒い日が続いておりますが、郵便局では雪で高速道路が寸断されている影響から、荷物の引受けを停止するという事態になっています。          このように、異常なことが発生すれば対応を迫られるわけですが、警察の関係することいいますと、最近、スマホやパソコンを使った特殊詐欺が多発していると聞いており、今後予想もできない手口の詐欺が起きる可能性も考えられ、我々警察署協議会としましても、随時それらに対応する必要があります。</p> <p>そのためには、私たち委員が区民の思いを聴き、警察やその他関係機関と積極的に連携し、対応策などを見つけていくことが大切であると考えております。</p> <p>この協議会で情報を共有し、その情報を基に我々が継続的に行動することで、より良い東成区にしていくことができると信じています。</p> <p>2 署長あいさつ          お忙しいところ、当協議会開催に、御出席いただきましてありがとうございます。          年が明けて早いもので、1月も終盤に入ってきました。          昨年、東成区では大きな事件事故なく比較的平穏に推移し、年末年始</p>	

とも落ち着いた感じで令和5年のスタートを切ることができました。

これも、協議会委員の皆様方や住民の方々の御協力や御理解あつてのことでありまして、治安を預かる身としましては、本当に感謝しているところでございます。

今回は年始会議となりますので、総括として昨年の犯罪や事故の発生状況に加え、当署において懸案事項となっております、特殊詐欺の情勢や被害防止対策などを各幹部から御報告させていただきます。

どうか現状を御認識していただきまして、我々の活動に対して忌たんのない御意見や御要望を頂戴できればと思っておりますので、よろしくお願いたします。

### 3 報告事項

#### (1) 犯罪抑止戦略官

令和4年中の管内犯罪発生概況等

#### (2) 交通課長

令和4年中の管内交通事故発生概況等

#### (3) 生活安全課長

特殊詐欺など犯罪被害防止に関する留意事項等

### 4 議事

#### (1) 特殊な動物の取扱いについて

##### 【委員】

最近、アライグマが出没するとの話を受け、地域で対策を思案中です。

アライグマというのはとても凶暴な動物であり、爪なども鋭く、また狂犬病なども持っています。

しかし、蜂などであれば駆除に際して行政の窓口が設けられていますが、凶暴なアライグマに関しては、行政の窓口などはなく、その地域で対応しなければならない状況であり、捕獲の檻（おり）などを設置する予定としていますが、捕獲した際の受け口などがなく、地域の府議や市議を通じて行政への対応をお願いしているところです。

そこで、ニュースなどで警察が動物を捕獲したりしている映像をよく見ますが、これまで警察が取り扱った特殊な動物の事例などをがあれば、今後の参考になるかと思っておりますので教えていただければ幸いです。

##### 【警察】

アライグマは外来生物法により『特定外来生物』に指定されています。

警察では、通報を受けて現場臨場した結果、特定外来生物であると判明した場合は、区役所等の担当の行政機関に連絡し、捕獲を依頼し

ています。

特異な取扱い事例といたしまして、

- ・ 民家に侵入し、食料品を物色していた体長約1mの片目の大型アライグマを発見した際、革手袋の上から噛みつかれ、ツメが剥がれた
- ・ 飼育していたサソリがマンションの一室から逃げ出し、他人の居室に入り込んだ
- ・ 天然記念物のオオサンショウウオを道路上で発見、区役所に引き渡した
- ・ オオカミが出たとの申告で臨場するとシベリアンハスキー犬だった

などがあります。

また、当署の方で、徘徊するアライグマを発見した場合の措置について東成区役所に確認をしました。

住民の方が徘徊するアライグマを発見し、それが公園や通学路等で住民に危険が及ぶおそれがある場合は、東成区役所保健福祉課に連絡し、捕獲を依頼してください。

連絡を受けた区役所では、捕獲檻（おり）の貸出しを行っています。

また、緊急の場合は、110番通報若しくは東成警察署に通報し、警察官の派遣を依頼してください。

現場臨場した警察官により、アライグマ等の「一時的な隔離措置」を行い、区役所に連絡、引継ぎを行っています。

## (2) 交通ルールを守らせる方法について

### 【委員】

私は朝と夕方、通学路に立って子供の見守り活動をしています。子供と車については交通ルールを守るのですが、自転車や徒歩の大人が交通ルールを守らないのです。

この人たちは違反であることをわかってやっており、こういう人たちに限って私たちが注意をしても聞く耳を持たず、さらには言い返してきたりします。

見守り活動をしているボランティアの方には女性の方も多くおりますので、言い返されてしまうと次に注意するのを躊躇（ちゅうちょ）してしまいます。

このような人に交通ルールを守らせる方法などはないでしょうか。

### 【警察】

見守りの活動時に、ルールを守らない人に声をかけていただいているとのこと、ほんとうにありがとうございます。

ただ、指摘されたことに激昂して、言葉だけでなく暴力を振るうような人もおりますので、

自分の身を守るためにも、無理に違反を咎めるような声かけはでき

議 事 概 要	<p>るだけ控えたほうが良いかと思います。</p> <p>交通課員に御指摘の見守り場所にも巡回するよう指示しておきます。</p> <p>当該校区で発生した昨年の交通事故を調べてみました。</p> <p>ほとんどが、車と自転車又は自転車同士の、信号のない交差点での出会い頭事故です。</p> <p>自転車側の一時停止無視が原因となっているものも少なくありません。</p> <p>基本的なルールを守ってもらうためには、警察官が厳しく指導取締りを行うことと、安全行動に結びつくような、心に訴える安全教育を両輪として、地道に活動していくほかないと思います。</p> <p>また、皆さんのように地域のリーダーや保護者の方々が、自分の暮らす地域を交通事故のない安全な地域にするという情熱と姿勢が、マナー向上の気運を高めることは事実です。</p> <p>家庭内や地域の集まりで、交通ルールと交通事故防止について話題にする機会があると、随分意識が変わるのではないのでしょうか。</p> <p>地域と行政、警察が連携して、交通安全運動をはじめ、どうすれば交通ルールを守ってもらえるか、交通事故を防げるかを考え、広報啓発活動を実践していくことが大切だと思います。</p>
---------	---